

平成26年 網走市議会
総務文教委員会会議録
平成26年9月19日（金曜日）

○日時 平成26年9月19日 午後1時30分開会
○場所 委員会室
○議件
1. 議案第9号 平成26年度網走市一般会計補正
予算中、所管分
2. 議案第10号 網走市民健康プール条例制定に
ついて
3. その他

○出席委員（6名）

委員長	平賀貴幸
副委員長	井戸達也
委員	飯田敏勝
	近藤憲治
	高橋政行
	七夕和繁

○欠席委員（0名）

○委員外議員（2名）

議長	小田部善治
副議長	山田庫司郎

○傍聴議員（5名）

金兵智則
佐々木玲子
古都宣裕
松浦敏司
渡部眞美

○説明者

副市長	大澤慶逸
-----	------

.....

教育長	木目澤一三
学校教育部長	三島正昭
社会教育部長	後藤伸次
学校教育部長次	伊井俊明
管理課長	鈴木直人
スポーツ課長	岩本博隆

○事務局職員

事務局長	佐藤明
次長	吉田正史
総務議事係長	岩尾弘敏
係	田中康平

午後1時30分開会

○平賀貴幸委員長 それではただいまより総務文教委員会を開会いたします。

本日の案件は議案2件について審査をいたします。

最初に、議案第9号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分についてであります。

教育費学校教育指導奨励費網走市立中学校体育文化振興事業補助金について説明を求めます。

○鈴木直人管理課長 それでは平成26年度網走市一般会計補正予算のうち、教育費指導奨励費網走市立中学校体育文化振興事業補助金について御説明を申し上げます。

追加議案資料の3ページをごらん願います。

このたび、網走市立第一中学校及び網走市立第二中学校が、群馬県前橋市で開催されます第14回東日本吹奏楽大会に出場することが決定したところでございます。

中学校の部活動に係る経費負担軽減のためには、網走市立中学校体育文化振興事業補助金としまして800万円を当初予算に計上しているところですが、今年度につきましては吹奏楽部の全道大会に3校が出場するなど、助成額が増加しておりますことから、今回の中学校2校の全国大会出場に対します補助金を支出できない状況にございます。

こうしたことから、全国大会出場支援といたしまして、網走市立中学校体育文化振興事業補助金に320万円を追加補正しようとするものでございます。

補正額の内訳でございますが、第一中学校に対しましては交通費、宿泊費、大会参加費の見込み額の約50%、160万円を、第二中学校につきましても同額の160万円となっております。

なお、楽器運搬費につきましては、当初予算に計上しております音楽教育振興事業補助金から両校にその実費額を助成することといたします。

事業費につきましては、網走市立中学校体育文化振興事業補助金の負担金補助及び交付金としまして320万円、財源につきましては一般財源となっております。

なお、網走南ヶ丘高校につきましても、同大会への出場を決定したところでございます。

本校に対しましては、楽器運搬等に係る経費の一部を助成することといたします。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、この議案第9号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定いたします。

○平賀貴幸委員長 次に、議案第10号網走市民健康プール条例制定について説明を求めます。

○岩本博隆スポーツ課長 網走市民健康プール条例制定につきまして御説明いたします。

議案第10号議案資料9号の10ページから14ページをごらんください。

初めに改正の趣旨であります。市民の体力向上、健康増進及び水泳の普及振興を図るため、網走市民健康プールを設置し、施設の管理運営について所要の事項を定めるため、条例を制定するものでございます。

条例の内容でございますが、第1条は施設の設置、第2条は名称及び位置を、第3条、第4条は指定管理導入についての規定、第5条、第6条は開館時間、休館日について、第7条、第8条は施設利用の承認、制限について定めております。

第9条は料金について、第10条から第12条は利用料金の収入、減免、還付について、第13条から第16条では目的外使用の禁止、特別設備等の設置、原状回復の義務、損害賠償の義務について、第17条は条例施行に必要な事項を規則への委任について定めております。

次に、施行期日でございますが、規定で定める日から施行しようとするものであります。

また、本条例制定に伴いまして、網走市民プール条例の廃止、網走市公園条例の一部改正、網走市体育施設条例の一部改正を本条例の附則で行うものでございます。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 それでは質疑に入ります。

○飯田敏勝委員 委員長にお願い申し上げます。

追加議案としては余りにも重いというか、大変な議案だと私は思います。

説明は受けたのですが、本来であれば本議会の前に説明を受けて、料金等の本当に重要な中身なので、本当はもっともっと時間が欲しい。

説明を受けてから私なりに調査はしましたけれど、プールの利用者、今利用している方だとか、それから新しい通年化のプールに期待する人だとか、そういう人方とは、私はまだ自分なりに意見の聴取だとかそういうことをできていないです。

委員会がありまして、一般質問があつて、この後決算委員会があるという9月のこの時期に、今すぐこの9月議会で結審しなければプールそのものが動かないということではないと思いますので、何点か聞きますけれども、もっともっと準備期間が欲しいということで、継続していただいて、精力的に閉会中に市民の意見を聞いた上での審査をしたいという希望です。

何でそう言うかということ、1点目には条例改正については、市民プールから市民健康プールになりました。

いわゆる市民健康プールとなると、健康増進というものが入ってきます。健康増進が入りますと、このプールの設計の段階でさまざまな市民団体なり利用団体の皆さんから意見をいただきました。

そういう形で連合審査もやりまして、そこまで進んだのですから、プールが使用できるようになるまで準備をやって、利用しやすい条例、それから利用しやすい料金というものを、やはり十分審査して市民の意見を聞きながらやっていったほうが、開設してからスムーズにいくのではないかなという思いです。

それと、一つに料金にいきますと、減免の取り扱いがあります。

北見市は今プールをつくってしまして、非常におくれてまして、完成を目指しているのですけれどもおくられているそうです。北見の議会では、来年度中に現行体育施設というか運動施設の全面見直しだとかということがありますが、基本的には現行のプール料金でいくというふうなことで議会にかかっているそうです。

そうなりますと、特に減免の取り扱いを見ると、

北見は中学生以下無料、それから高齢者70歳以上無料、それから障がい者の方は無料ということで、議会の関係者に聞きますと、その部面はそう大幅にいいじらないのではないかなというようにも言っていましたので、網走は施行規則ではなしに、市民プールというか教育委員会の所管施設の使用料減額または免除に関する基準で半額ということに障がい者の方などもなっていますけれど、それらも含めてやはりしっかりと議論していった方がいいと思うことと、それと健康増進の関係で、水泳の競技力向上ではなしに健康増進の事業の関係で、果たしてこの値段が適当なのかということもありますし、料金の関係でいきますと一回券の根拠だとか、それから回数券6回分、13回分の根拠、年間券の根拠も含めまして、一部の市民の方に聞いた希望としては、午前中だとか午後だとか夕方からというような時間割ができないのかということも含めまして、いろいろ要望が私のもとに参っています。

そういうことからすると、やはり時間をとるということがいいのと、それから指定管理者の位置づけもあります。今までは4月から11月までです。

開館が寒い時期大変だったので、開館時間が4月、5月、それから10月、11月はおくれてやっていたこともあります。今度は通年ということになりまして、指定管理者の位置づけもこの場である程度審査できるような体制になったらいいと思うので、そういうことも含めて、それと利用団体、それからこれから利用する人、地域住民の方、それから健康増進にかかわって今までプールを使っていない人も含めて、そういう人方と私どもは意見を交えて要望を聞きながら今回の審査をしたいなと思っていますので、そういう希望を私は委員長に述べたいと思います。

○平賀貴幸委員長 ただいま飯田委員から議論に時間をかけたいということでお話がございましたが、皆さんの御理解が得られましたら、そういう方向でということも考えていかなければいけないというふうに委員長としては思いますけれど、いかがでしょうか。

○七夕和繁委員 今飯田委員のほうから会期を延長して、また審査を設けていきたいという話はありませんでしたが、時間がないにせよ今定例会中に一度は集中審査を行って、それなりの形を持ってやっていくということのほうが必要だと思います。

ですので、今現状で情報が不足しているとかそう

いう部分もあるかと思いますが、市長部局のほうから情報を得るなり、そういう対応をとりながら、本会期中に一度集中審査をして行うという姿勢をとって、その後ということであれば、私たちも納得はいくのですけれど、一応拓進会のほうとしてはこの条例案についてこのままでも賛成の立場で思っているものですから、今飯田委員の発言のあるとおり、そういうことであれば今会期中に、1日集中審査をしてやれる方向をとっていただけるとよろしいかなと思います。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○近藤憲治委員 飯田委員から委員長への申し入れということで伺いました。

この条例案そのものを読ませていただくと、いろいろな論点があるのかなというふうに受けとめていますので、七夕委員が今おっしゃったような形で議論を深める時間をつくることはやぶさかではないのかなと思います。

その際に、いたずらに長ければいいというものではないですので、論点の整理を図ってどの部分を明らかにしていくのかという整理も含めて取り計らっていただきたいというふうに考えております。

○平賀貴幸委員長 ほかいかがですか。

○高橋政行委員 先ほどにも話の中に入っておりますけれど、料金の問題で細かく少し分けて設定していただけたらと思いますので、そういった面ではこれから審査する必要があると思います。

○平賀貴幸委員長 ただいま時間をかけてという意見もお二人の委員からもございましたので、ここは一旦委員長としては時間をかけていくということを含めて、会期中に集中審査という話もありましたので、また改めてその時間はとらなければいけないなと思います。

それで、本日の審査をどうするかということなのですけれど、ちょっと休憩いたします。

午後1時44分休憩

午後1時45分再開

○平賀貴幸委員長 再開します。

○飯田敏勝委員 まずお聞きしたいのは提出のおくれです。

追加議案になったのですけれど、できればことしの9月議会に出す前に総務文教委員会にあらかたのものがあれば、追加議案に出すにしても準備ができたのではないかと思いますけれど、その辺をお聞きしたいと思います。

○岩本博隆スポーツ課長 御指摘の、当初からではなく追加になったということですが、これを策定するに当たりまして、庁内の関係部署が何回か集まり、さまざまな面の検討をしております。

それに時間を要して当初の提案にならなかったということをおわびしたいと思います。

申しわけありませんでした。

○飯田敏勝委員 それであるならば聞くのですけれど、関係部局との協議といいますと、健康プールということで健康増進が入っているのですけれど、健康増進の場合は料金も含めて、それから健康増進事業、いわゆるソフト事業も含めて、そういうような検討を総体的になされたのかどうかまずお聞きしたいと思います。

○岩本博隆スポーツ課長 おっしゃるとおりで料金のこともそうですし、ソフト事業のこと、開館時間等について検討をかなり重ねてまいりました。

その結果、先ほども言ったように条例策定ができたということでもあります。

○飯田敏勝委員 プールを利用している利用団体が数多くあると思います。

設計の段階でも水泳協会を初めとする利用団体の意見を聞いたり、それから担当課で聞いたり、健康増進で聞いたりしたのですけれど、それらの団体の意見がこれら利用料金に反映されているのか、そこをまずお聞きしたいと思います。

○岩本博隆スポーツ課長 料金に関しましては、水泳協会を初めとする団体とは協議をしております。

内部のほうで案を決定させていただきました。

○飯田敏勝委員 やはり利用する団体の意見を、これになったとしても意見を聞いてそれを反映するべきだと思います。

私が見ましたら、通年化になった年間券等においてはかなり反映されていると思うのですけれども、1回券だとか回数券だとかさまざまな、それから健康増進の人が使う頻度だとか事業等について、例えば健康増進の事業をやった場合に、事業でとるのか、利用料を払ってその事業に参加するのかということも、恐らくいろいろな利用団体の方々の意見もありますし、市民の方の意見もあると思うのです。

そういうところを意見を聞きながら議論したいなと思ったのですけれども、そこまでは健康増進の健康管理課との話は進んだのですか。

○岩本博隆スポーツ課長 大きく分けましてスポー

ツ課が担当する基本泳法の各年代のスクール、それから健康管理課が担当します水中運動かエクササイズ、それから多目的ホールを使った事業というものを今かなり具体的に準備を進めているところでございます。

○飯田敏勝委員 それではなかなか不足だと思うし、ましてや指定管理者の問題、指定管理者が事業を持つという場合もありますし、そういうところからすると、もっと練られたものにならないければ、こういうような料金の根拠というものは示されないのではないかなと思います。

特に今回、さまざまな器具も使った場合、今回の施設は新たになりましたので、音響だとかそういう場合の施設もよくなって、その使用料だとかということもしっかりと書いてあるのですけれども、それらも含めまして、利用料金の関係で、利用団体、それから市民の意見を供する機会を持つべきだったと思います。

今は持たないでこのような案が出てきたならば、私たちは利用団体なり市民の方の意見を聞いて審査したいなということで、先ほどのことになったと思うのですけれども、そういう面で不足しているということがあります。

その辺に関しては、今後この料金が出てきた段階で、施行規則だとか、基準だとかの範囲の中でどのように反映していくか考えはありますか。

○岩本博隆スポーツ課長 規則の中では減免の形をうたっておりまして、基準の中ではその具体的なものというのをうたっております。

それにつきましては、現在の形に沿った形になるうかと思っておりますけれども、皆さんの御意見を聞いて、反映できるものはできる形というふうに考えております。

○飯田敏勝委員 特に中学生、それから高齢者の方、障がい者の方の減免については、そういうような団体の方なり、そういうような関係者の意見を、今回の新しく条例改正する中でとったのでしょうか。

○岩本博隆スポーツ課長 先ほども申しましたとおり、そういう方たちと料金についてはやりとりはしております。

○飯田敏勝委員 私はやはりすべきだと思います。

特に、今までの経過の中で各施設がそういう形で減免をつくりまして、半額という形をつくったのですけれど、新しいプールができた段階で、本当に今

のままの減免措置でいいのかということも含めて、意見を聞きながらもっとも多くの議論をしたいなと思っています。

もう一つは指定管理者の位置づけなのですが、通年化になります。

そうなりますと、指定管理者の中で、今言った指定管理者としての水泳の専門性だとか、それから健康増進にかかわる事業だとか、そういうものも含めた中で、この条例の中に指定管理者の位置づけとなりますと、今の団体はいいのですけれども、指定管理者を今後募集して選考する場合に、条例の中にどう反映していくかということなのですが、その辺はきちんと今回の条例の中で反映されていますか。

○岩本博隆スポーツ課長 先ほど説明しましたように、指定管理の要件につきましても基本的なものですけれども載せております。

今後、選定委員会等が庁舎内にありますので、その中で具体的なものを決めていきたいというふうに思っております。

○飯田敏勝委員 今そのような具体的なものを決めていきたいというのですけれども、やはり条例が出てきた段階でその位置づけもしっかりと示すべきだと思いますので、今言いました。

基本的には、利用団体など住民の方の意見を聞いた上で質疑したいと。

大まかに言ってそんなことで、今質疑しても聞いていないというので、なかなか進めないなというような感じを受けました。

○近藤憲治委員 今後、また新たに議論するという話にはなったと思うのですけれども、論点整理をする際にも指針になるのかなと思うことを幾つか聞きたいなというふうに思います。

まずはこの条例の中身の部分で、第1条の設置というのがありますが、たぶん設置目的のこと、目的と言いかえることもできるのだと思うのですけれども、この条文の書きっぷりを読ませていただいた上で、この条例が関係する法令等があってそれを前提に書いたのか、それとも単純にこの条例だけ単独で書いたのかという制定の経過をお伺いしたいのですけれども。

○岩本博隆スポーツ課長 現在の市民プールの条例がございまして、これを基準として今回市民健康プールということで健康が加わったことと、さらに通年になるということを考慮して現在提出させていた

だっている条例を策定いたしました。

○近藤憲治委員 今御答弁の中で健康増進という要素が加わったということで、それが書き加えられているのかなと思うのですけれども、一方で、もともとはスポーツ課所管のスポーツ振興施設でもあるわけでありまして、そうなってくるとスポーツ基本法なる法律がこの条例にも少しかかわってくるのかなというふうに私としては思います。

そのスポーツ基本法そのものは、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことを人が権利として有しているということを理念として持っていて、スポーツを通じて青少年の育成、人と人との交流、健康増進、スポーツの発展を通じて、我が国、社会に活力を生み出そうということがスポーツ基本法に書いてあるのですけれども、このプールの設置そのものも、私が見るからにそういったスポーツ振興の結果この網走市の地域社会に活力を生み出していくという大きな目的といいますか方向感があるようにこの間の議論を聞きながら思っているわけなのですが、そういったニュアンスをこの第1条に盛り込まなかったのは何か理由があるのかなというところをお伺いしたいと思います。

○岩本博隆スポーツ課長 スポーツ基本法の前はスポーツ振興法というものが昭和36年に制定をされまして、ずっとそれで長年やってまいりました。

実際に今のプールというのはスポーツ振興法の中でやってきたものであります。

今委員がおっしゃったように、スポーツ基本法になりまして、具体的に、それから時代も変わっておりますので、かなり積極的な法律の言い回しになっております。

今回ここにそういうことを入れなかったということとでございますけれども、私どもの落ち度で今までのプールの条例に倣った形で作ってしまったということになっております。

○近藤憲治委員 この部分はまだ今後も議論することですので、少し深めさせていただきたいというふうに思います。

あとは料金の部分で、先ほどから高橋委員も少し触れられていましたけれども、この間さまざまな協議含めて、いくつか利用者の意見も反映されていて、いい部分もあるなというふうに受けとめているのですけれども、一方でこの部分はないのはなぜだろうと思うところがあって、例えば個人利用の部分で、利用料金のカテゴリーが一般と高校生と中学生以下

になっていますけれど、網走市内でプールを使うカテゴリーとして大学生、はっきり言えば東京農大の学生だと思うのですけれど、大学生が多分この中でいくと一般のカテゴリーになってくると思うのですけれども、私も新人議員で農大の1年生に向かって授業したことがあるのですけれど、その際に出た意見としては、網走市で暮らすと生活コスト全般が非常に高いという御意見が多くて、プールに関してこの一般の料金設定でいくとなかなか高いのかなというふうに私自身は受けとめているのですけれども、その大学生というカテゴリーをつくらなかったことの理由があれば教えていただきたいと思います。

○岩本博隆スポーツ課長 今おっしゃられた大学生が一般と同じ料金という部分でありますけれど、プールに限らず私もスポーツ課で所管している施設につきましては、大学生は一般料金ということでやっておりますので、それはプールにつきましてもほかの施設同様というふうに考えて、今回も大学生は一般料金というふうに考えさせていただきました。

○近藤憲治委員 その部分は市の考え方、それから他施設との整合性というのもありますので、今後大きな枠組みの中で少し議論させていただきたいなというふうに思います。

あと最後ですけれど、先ほど高橋委員が触れていた部分でもあるのですが、個人利用で、今回から通年利用できるようになりますので年間券というカテゴリーが登場しているのですけれども、網走市内の産業構造からいうと、一次産業に従事している方などが特に当てはまるのかと思うのですが、冬の間はスポーツができる時間があると、ただ夏の繁忙期になるとそんな時間はないという状況の中で、例えば冬の間3カ月だけがつちり利用したいというようなニーズが潜在的にあるのかなというふうに思っているのですけれども、であれば3カ月利用券でありますとか、そういったカテゴリーがあってもいいのかなというふうにこの表を見ながら感じたところではあるのですけれども、そのあたりの議論の経過、検討の経過があればお示しいただきたいと思います。

○岩本博隆スポーツ課長 先ほど申しましたように、この料金の体系、それから金額に至るまでは何度も議論を重ねてまいりました。

当時、委員がおっしゃったような3カ月券とか1カ月券とかという話題も出ましたが、今まで8カ月間のプールでありましたけれど、それに沿った形で

それぞれの料金を設定しようということになりました、それに13回券、10回分のお金で13回券が使えるという回数券を一つ加えたということで整理をさせていただきました。

○近藤憲治委員 そこはそれぞれの制度設計の仕方の部分だと思うので、この部分、今後さまざまな視点から見させていただきたいなというふうには思っております。

私からは、まずは以上でございます。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○高橋政行委員 ただいまの3カ月券でございますけれども、お隣の美幌町のしゃきっとプラザでそういった3カ月券が喜ばれていると、そういった記事が載っておりましたので、ぜひ参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○平賀貴幸委員長 ほか。

それでは、先ほどもお話ありましたとおり、今定例会中にもう一度委員会を開かせていただいて審査をするという形で、今日のところはこれにて委員会のほうは終了したいと思います、委員の皆さんからほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

理事者のほうからは。

○大澤慶逸副市長 いろいろ今議論をさせていただいたところでありますけれども、プールの個人料金、現行470円、これが560円という形でアップしているわけですけれども、そここのところの基本的な考え方だけ先にお示しをしておいたほうが今後の議論に役立つのではないかなというふうに思いますので、私のほうから説明させていただきますけれども、平成18年から5カ年で第2次の行政改革推進計画というのを作りました。

その策定時のときに使用料、それから手数料等の見直しについて委員会にお諮りをいただいて、公共施設等の使用料金については増額をしたという経過がございます。

そのときの基本的な考え方は当時御説明申し上げてはおりますけれど、こういった公共施設の使用料につきましては、基本的にはランニングコストの分については受益者に負担していただくという基本的な考え方の中で、おおむねその割合を50%ということでしたしかっていたかと思います。

ただ、その50%を目指すということですが、そのことによって大幅にアップしてしまうというケース

が結構ありましたので、そういったケースにつきましては現行料金の1.2倍というところで御説明をして、現在の料金の体系になっているということでございます。

今470円ということですが、これが年間の維持管理コスト、当然今度8カ月から12カ月になりますので、その分が膨らみますので、それで計算してしまうと今の金額の倍になってしまうようなことになりますので、ここのところは当時の決めた1.2倍というところの限度をもって固めたほうがいいだろうというところで、470円の1.2倍で560円という金額を設定したわけであります。

先ほど近藤委員からもお話のありましたとおり、このプールはスポーツ振興という観点と健康増進と2つの大きな目的を持っております。

健康増進の観点からいえば、継続して長く健康増進のためにこのプールを利用していただきたいというのが私どもの願いでありますので、単発というよりは長く続けていただく方に対してインセンティブというのを強く押し出したほうがいいだろうという観点から、回数券につきましても6回券、それから13回券という割安感を出したような料金体系をセットさせていただいたわけであります。

そういった観点で、今回のプールの利用料金というのを定めたいということでお話をしておきたいと思います。

○平賀貴幸委員長 それを受けて何か質疑はありますか。

○飯田敏勝委員 今副市長がその過程を言ったのですけれど、当然根拠は何かということで聞こうと思ったのですが、前に470円というのは網走の市民プールができたとき、全道一高い使用料で何回か私も議論しました。

特に、公共料金です。こういうようなスポーツの施設の料金は、応能負担ではないです。応益です。

応益であるからこそ、応能的に見たらお金がなかなかかかるといふか収入、経済格差があるとどうしても高いと利用しにくいということから、応能にはできないけれども、応益的な値段だけれども、できるだけ利用しやすい値段であれば安価で利用できるものにしっかりと持っていくべきだと議論をして、結果的にはさまざまな基本的な議論、料金は変わらなかったのですけれども、思いは理解していけたと思います。年間利用券だとか回数券だとか。

今回にしても、市長が言う健康ということから考

えると、やっぱり高齢者の方はどうするかとか、それから高齢者割引をもっときめ細かくするだとか、それから障がい者の方とかということの利用の仕方とか、いろいろあるのです。

だから、行革でそうなったからそれをしてしまうと2倍の料金になって、だから1.2倍にしたという気持ちはわかりますけれども、このような施設は利用しないと、特に健康増進を目指すのだったら利用しないと、後から効果がわかって、教育施設でもありますから、そういう観点からしっかりと議論していった中で、修正も含めて、私は今後議論したいなと思っていますけれども、安いことにはこしたことはないのですけれど、それはそれなりの理由がありますから、私は私なりの利用団体なり市民の意見を聞くとしたのは、そういうことも含めて、本当に市民が利用しやすい料金体系にしていくことが大事だと思いますし、先ほど近藤議員が言ったスポーツ基本法、平成23年に制定されましたけれども、網走にも日体大の特別支援高等学校ができます。

そういう関連から、障がい者の方にも優しい、利用できる料金体系なり減免も含めて、しっかりと議論していきたいなということです。

○平賀貴幸委員長 それではよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、また後日日程のほうは正副委員長のほうで調整させてお知らせいたしますが、会期中にもう一度審査をするということだけは確認させていただいて、本日の総務文教委員会は終了させていただきます。

お疲れさまでした。

午後2時10分開会